

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-2-3
処分の種類	社会福祉法人への譲渡財産等の返還命令			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第56条の5			
処分の概要	<p>国有財産特別措置法第2条第2項第2号又は同法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定により譲渡又は貸付を受けた普通財産の返還</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>法令の定めにより明白</p> <p>社会福祉法第58条第2項、第3項、第4項(児童福祉法第56条の5で準用)</p> <p>社会福祉法人が次の規定による措置に従わなかったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること 2 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告するとき 3 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること 			
基準の制定根拠	—			